

平成24年第3回

伊根町議会定例会会議録

平成24年9月11日（第1号）

伊 根 町 議 会

平成24年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成24年 9月11日 火曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成24年 9月11日 9時28分			議長	宮下 愿吾	
	散会	平成24年 9月11日 14時20分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席13名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	泉 良悟	○	地域整備課主幹	須川 清広	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	教育次長	梅崎 良	○	
	地域整備課長	白須 剛	○	会計管理者	前野 義明	○	
			代表監査委員	坂中 宗一郎	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主 査	横川 純	○	
会 議 録 署名議員	5番	佐戸 仁志		6番	松山 義宗		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成24年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成24年9月11日(火)

午前 9時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
○平成23年度伊根町財政健全化判断比率の報告
○平成23年度伊根町公営企業会計資金不足比率の報告
- 日程第 5 議案第44号 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算
- 日程第 7 議案第46号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算
- 日程第 8 議案第47号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計第1回補正予算
- 日程第 9 議案第48号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算
- 日程第10 議案第49号 平成24年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算
- 日程第11 議案第50号 平成24年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算
- 日程第12 議案第51号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算

- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 伊根町施行コミュニティ施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 伊根町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 伊根町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 2 0 議案第 5 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 1 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度伊根地区漁業集落環境整備工事変更請負契約の締結について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
○平成23年度伊根町財政健全化判断比率の報告
○平成23年度伊根町公営企業会計資金不足比率の報告
- 日程第 5 議案第44号 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算
- 日程第 7 議案第46号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算
- 日程第 8 議案第47号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計第1回補正予算
- 日程第 9 議案第48号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算
- 日程第10 議案第49号 平成24年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算
- 日程第11 議案第50号 平成24年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算
- 日程第12 議案第51号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算
- 日程第13 議案第52号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第53号 教育委員会委員の任命について

- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 伊根町施行コミュニティ施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 伊根町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 伊根町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 2 0 議案第 5 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 1 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度伊根地区漁業集落環境整備工事変更請負契約の締結について

会 議 の 経 過

平成24年9月11日（火）
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（宮下愿吾君） 皆さん、おはようございます。

9月定例会が招集になりました。ご苦労さまでございます。

本定例会における議案につきましては、平成23年度決算書ほか既に担当のほうよりご配付をいただいております。お目通しをいただいて、それぞれ勉強もしていただいていると思います。各議員の活発なご討議、議論をお願い申し上げまして、これより会議を開きます。

最初に、町長より招集のあいさつを求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

平成24年伊根町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

俳句の世界では、ただ単に、涼しい、涼と申しますと、これは夏をいいます。夏の季語だそうでございます。秋の涼しさというものは、それとは全く別でございますので、区別をいたしまして、新涼と申します。新涼の季節と相なりました。

議員各位におかれましては、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご支援、ご協力をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、7月には梅雨前線による豪雨によりまして、九州地方に甚大な被害がもたらされ、多くの方が亡くなられております。また、8月には不安定な気象状況に伴う集中豪雨で、京都府宇治市で大きな災害が発生をいたしました。まことに残念なことで、亡くなられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

当町におきましては、本年から9月1日、防災の日を防災訓練の日と定め、昨年の伊根地区から本庄地区、海岸地区での津波を想定した避難訓練に続き、筒川地区を対象とし、土砂災害を想定した防災訓練の実施をいたしました。対象者138世帯305名中135名、おおむね半数近くの皆様にご参加をいただき、熱心に取り組んでいただきました。各関係機関との連携のもと、大変円滑に訓練の実施ができました。今後も、この防災訓練、回を重ねることによりまして充実を図り、有事の際、地域住民の本当に役に立つものとしたしく思っております。

9月19日には伊根町敬老会をほっと館で開催をいたします。昭和13年までにお生まれになりました数え年75歳以上の皆様にご案内申し上げます。対象者は738名で、ご出席いただきますのは、231名を予定しております。ちなみに、町内の最高齢者は本年101歳になりました伊根地区耳鼻、和久田やい子さんでございます。長年町のためにご尽力をいただきました皆様の長寿、健康をお祝いいたしたく思います。

さて、平成23年度の決算状況でございますが、一般会計では歳入総額27億5,513万円、歳出総額26億4,218万円、差し引き額1億1,295万円、繰越明許費3,353万円を差し引いた実質収支額は7,941万円であります。地方交付税は、平成22年度15億7,659万円に対して、23年度は15億1,153万円であり、6,506万円の減額となりました。一応数字のほうは万で切っております。

しかしながら、財政調整基金は6年連続で取り崩すことなく財政運営ができております。詳細につきましては、伊根町歳入歳出決算認定において報告をさせていただきます。

今後とも、事業の選択と集中、効果的、効率的な運営を図り、もって健全財政を維持しながら地域力を向上させ、総合計画の柱である「ひとが生き生き」、このスローガンのもと、このまちに住むだれもが幾つになっても安心して、にこやかに暮らせるまちづくりに邁進いたしたく思っております。

さて、本会議にご提案いたします議案は、平成23年度決算の認定、平成24年度補正予算、条例改正、人事案件など17議案と行政報告2件でございます。各議案の内容につきましては、提案

理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本定例会開会のごあいさつといたします。

○議長（宮下愿吾君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成24年第3回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮下愿吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において
5番、佐戸仁志君
6番、松山義宗君を指名します。

◎ 会期の決定

○議長（宮下愿吾君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

休憩をします。

休憩 9時36分

再開 9時37分

○議長（宮下愿吾君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

会期決定の件についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの17日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの17日間に決定をいたしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告事項を申し上げます。今岡局長。

○議会事務局長（今岡敬雄君） それでは、諸般の報告を申し上げます。

初めに、平成24年第2回定例会で報告させていただきました以降に陳情書1件、それからその他といたしまして意見書提出の依頼が2件ございました。お手元に配付しておりますとおりでございます。

また、第2回定例会以降における議員さん、それから議長さん等の諸会議等への出席状況は、お手元に配付の公務報告のとおりでございます。

平成24年7月、8月に開催されました研修会等の議員派遣につきましても、お手元に配付の議員派遣結果報告のとおりでございます。

次に、伊根町監査委員から、本年5月分から7月分の例月出納検査結果報告の送付がございました。事務局で保管をいたしておりますので、必要な方は閲覧をいただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、行政報告を行います。

吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 行政報告については、平成23年度伊根町財政健全化判断比率の報告について及び平成23年度伊根町公営企業会計資金不足比率の報告につきまして、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告することとなっております。担当課長等より報告申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 平成23年度伊根町財政健全化判断比率及び平成23年度伊根町公営企業会計資金不足比率について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） 次に、坂中代表監査委員から審査報告をお願いをいたします。坂中代表監査委員。

○代表監査委員（坂中宗一郎君） それでは、財政の健全化、経営の健全化に関する審査報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査に付されました平成23年度伊根町一般会計及び対象となる特別会計に係る実質赤字、連結実質赤字、実質公債費、将来負担資金不足の比率などについて、本年8月22日に審査を実施しましたので報告を申し上げます。

それでは、審査意見書に基づいて監査委員の審査報告を行います。

初めに、財政健全化の審査につきましては、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。審査の結果といたしましては、健全化判断比率及びその判定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

①実質赤字比率については、平成23年度も平成22年度からと同様、実質赤字はなく、良好な状態であると認められます。②の連結実質赤字比率については、これも平成23年度も平成22年度から同様、実質赤字はなく、良好な状態であると認められます。③実質公債費比率については、平成23年度の実質公債費比率は10.8%で早期健全化基準の25.0%を下回っており、さらに平成22年度の数值よりも下回る結果となり、良好な状態にあると認められます。④将来負担比率については、平成23年度の将来負担比率については前年度と同様ゼロ%であり、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っています。さらに今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたいと存じます。

是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はございません。

次に、経営健全化審査であります。資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。審査の結果としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の2事業とも、平成23年度も平成22年度から同様に実質的な資金不足はなく、良好な状態にあると認められます。

是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はございません。

以上をもって、財政健全化、経営健全化に関する審査報告といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ただいま平成23年度伊根町財政健全化判断比率の報告及び平成23年度の伊根町公営企業会計資金不足比率の報告をいただきました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これもちまして、行政報告は終わりました。

◎ 日程第5 議案第44号

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、議案第44号 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第44号 平成23年度伊根町歳入歳出決算認定について、一般会計及び7特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

平成23年度の決算は、固定資産税、軽自動車税の超過税率を標準税率としたこと、各種手数料

を以前の額に戻したこと、さらに普通交付税算定において子育て支援、社会保障関係経費を除くほとんどの費目で単位費用が減額となったことや経済対策交付金等による事業の完了などが大きく影響し、一般会計の歳入総額が27億5,000万円、前年度と比較して10%減額となりました。平成19年から4年連続で改善しておりました経常収支比率も1%悪化をいたした次第であります。自主財源に乏しい本町では、今後の財政構造の硬直化が懸念をされるわけでございます。

今後、中学校の建設や広域ごみ処理など大型事業を実施していく中で、必要な財源調達を行うため町債の発行は避けられませんが、必要経費を精査し、堅実な財政運営に努めなければならないと考えております。先行き不透明な情勢が続く中ではありますが、安定した町政の推進に向けて、さまざまな角度から町民ニーズを的確にとらえ、町民の皆様が伊根町に住むことを誇りに思えるようなまちづくりにさらに努力する所存であります。

議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、お手元の平成23年度歳入歳出決算書の決算総括表をごらんください。

一般会計で、収入済額27億5,513万6,297円、支出済額26億4,218万1,656円、差し引き残額1億1,295万4,641円、うち明許繰越額3,353万9,000円。

国民健康保険特別会計事業勘定で、収入済額3億4,514万1,077円、支出済額3億1,803万8,024円、差し引き額2,710万3,053円、うち基金繰入額397万6,000円。

伊根診療所勘定で、収入済額1億1,117万6,058円、支出済額1億1,112万5,290円、差し引き残額5万768円。

本庄診療所勘定で、収入済額1億329万9,395円、支出済額1億324万8,974円、差し引き残額5万421円。

簡易水道特別会計で、収入済額1億4,525万1,147円、支出済額1億4,299万6,516円、差し引き残額225万4,631円。

下水道事業特別会計で、収入済額2億7,822万7,073円、支出済額2億7,814万7,178円、差し引き残額7万9,895円、うち明許繰越額7万9,000円。

財産区特別会計で、収入済額92万7,048円、支出済額も同額で、差し引き残額なしでございます。

介護保険特別会計保険事業勘定で、収入済額3億7,803万2,151円、支出済額3億7,782万386円、差し引き残額21万1,765円。

介護サービス事業勘定で、収入済額229万7,296円、支出済額163万3,201円、差し引き残額66万4,095円。

訪問看護事業特別会計で、収入済額2,669万2,036円、支出済額2,606万6,403円、差し引き残額62万5,633円。

後期高齢者医療特別会計で、収入済額3,255万4,648円、支出済額3,249万2,914円、差し引き残額6万1,734円。

以上で、一般会計及び7特別会計決算についての提案説明とさせていただきます。

なお、13日の全員協議会において各担当課長等より決算附属書により事業の成果、効果等についてご説明申し上げますので、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 坂中代表監査委員より平成23年度伊根町歳入歳出決算の審査報告をお願いいたします。坂中代表監査委員。

○代表監査委員（坂中宗一郎君） それでは、しばらくの間、時間をいただきまして、これより審査意見書に基づき決算審査報告をさせていただきます。

平成23年度伊根町一般会計及び各特別会計の決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定に基づき、決算及び基金の運用状況について審査をいたしましたので、その結果に基づき監査委員としての意見を申し上げます。

なお、既に皆さんのお手元に審査意見書が配付されておりますので、この意見書を基本に申し述べます。

1、審査を行った日ではありますが、平成24年7月6日を初日に5日間行い、9月4日に町長に審査意見書を提出いたしました。

2、審査の対象ですけれども、平成23年度伊根町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各種基金の管理運用状況などであります。

次に、3、審査の方法ですが、審査に当たりましたは、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算附属書に基づきその計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査をいたしました。

4、審査の結果ではありますが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数はそれぞれの関係諸帳票及び資料と照合した結果、誤りがないものと認められました。

また、基金の運用状況ではありますが、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認めました。

5の総括概要であります。全会計を通じての歳入決算額は41億7,873万4,000円で、前年に比べ4.9%の減で、予算現額に対する収入率は92.7%であります。歳出決算額は40億3,467万7,000円で、前年度に比べ4.8%の減となっており、予算現額に対する執行率は89.5%でありました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は1億4,405万6,000円となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき3,361万8,000円が含まれていますので、実質収支はこれを差し引いた1億1,043万8,000円でございます。

次に、6、各会計別の審査の概要ですが、第1、一般会計、(1)財政収支の状況ではありますが、平成23年度における一般会計決算額は、歳入総額27億5,513万6,000円で前年対比3億1,270万7,000円の減、歳出総額は26億4,218万1,000円、前年対比2億8,533万4,000円の減で、1億1,295万4,000円の黒字決算であります。翌年度へ繰り越すべき財源3,353万9,000円を差し引くと、実質収支は7,941万5,000円となっております。また、一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率につきましては、財政力指数を除く3項目に関して、いずれも前年度より良好な数値が示されましたことは、大変評価されると存じます。

(2)歳入ですが、決算額は前年度に比べ3億1,270万7,000円減額の27億5,513万6,000円となっておりますが、そのあらましは決算審査意見書に示すとおりであります。なお、23年度において162万円の町税の不納欠損処理がなされております。歳入の詳細については、説明を省略させていただきます。

(3)歳出決算額ではありますが、前年度に比べ2億8,533万4,000円減額の26億4,218万1,000円であります。内容について個々の説明は省略させていただきますが、予算現額に対する執行率は92.12%であります。予算不用額は1億384万5,000円あります。

(4)財政援助団体監査ではありますが、本年度は伊根町社会福祉協議会への現地監査を実施しました。平成23年度に町より財政援助を受けた事業を中心に監査した結果、補助金等は確実に収受され、事業も目的に沿って実施され、交付条件に反する点は認められませんでした。

次に、第2、特別会計、(1)国民健康保険特別会計、①事業勘定ですが、歳出入総額3億4,514万1,000円、歳出総額3億1,803万8,000円で、差し引き2,710万3,000円を翌年度に繰り越すものであります。②伊根診療所、③本庄診療所勘定については、意見書記載のとおりでございます。

(2)簡易水道特別会計は、歳入総額1億4,525万1,000円、歳出総額1億4,299万6,000円で、差し引き225万5,000円を翌年度に繰り越すものです。

(3)下水道事業特別会計ではありますが、歳入総額2億7,822万7,000円、歳出総額2億7,814万7,000円で、差し引き8万円の黒字決算ではありますが、翌年度へ繰り越すべき財源7万9,000円を差し引くと実質収支は1,000円となりました。なお、接続率は本庄浜地区82.90%、新井地区79.37%、蒲入地区80.41%となっております。

次に、(4)財産区特別会計、(5)介護保険特別会計、(6)訪問看護特別会計、(7)後期

高齢者医療特別会計については、意見書記載のとおりでありまして、特に申し上げるべきことはございません。

次に、第3、基金の運用状況であります。平成23年度末における伊根町が保有する基金の運用状況、有価証券、出資、出損金による権利については、いずれも相違ないことを認めました。22年度末の基金全体の残高は16億501万1,560円で、23年度中に1億9,833万3,893円を積み増し、23年度末基金全体の残高は18億334万5,453円となりました。基金を積み増しできましたのは、町長を初めとして職員一丸となり行政改革に取り組んでこられた成果を示す結果であり、敬意を表したいと存じます。

第4、審査の個別意見であります。⑴起債残高については、全会計を通じて41億7,915万5,000円で、前年度末より8,546万8,000円の減額となり、結果として近年起債残高が減少していますことは、財政の硬直化を回避する上からも評価できます。

⑵財産の管理等についてであります。財産登記について登記事務を積極的に実施しておりますが、財産管理の面からも重要でありますので、引き続きその進捗に努力されたいと存じます。

⑶収入未済額の徴収に、なお努力をお願いしたいと思います。全会計における収入未済額は別表のとおりであります。主なものは町税や住宅使用料であります。税及び使用料の持つ負担の公平性を確保する観点からも、京都地方税機構と連携を密にし、収納率の向上と住宅使用料の積極的な収納業務に努められたいと存じます。

最後に、第5、総括であります。平成23年度決算は平成22年度に引き続き財政指標の改善、起債現在高の減少、財政調整基金の減額等、財政面で良好な決算と判断をいたしました。町長を初めとして職員が一体となり行財政改革に取り組んできた結果を示すものであり、敬意を表したいと存じます。

また、施政方針に掲げた施策を積極的に推進され、多くの成果を上げられたことを評価するものであります。今後とも国内外の経済情勢の変化や財政の変動に柔軟に対応し、限られた経営資源をより効果的に活用するため、施策の緊急度を的確に把握し、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって、将来的に持続可能な財政運営に不断の努力を重ねられたいと存じます。

最後に、今後の町政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう行財政改革及び行政評価のこれまでの取り組みをさらに進めるとともに、本町の目指す将来像「ひとが生き生き」の実現に向けて、第5次伊根町総合計画を着実に推進されるよう望むものであります。

以上をもって平成23年度決算及び基金運営状況の審査に係る監査委員の意見とします。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 以上で、平成23年度伊根町歳入歳出決算の審査報告を終わります。

なお、平成23年度の伊根町歳入歳出決算については、9月13日の全員協議会におきまして、決算附属書により細部説明を行う予定であります。

◎ 日程第6 議案第45号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,211万8,000円を追加し、総額を26億365万1,000円とするものでございます。

2、3ページでございます。

歳入の主なものは普通交付税です。本年度の普通交付税総額は13億917万7,000円と決定されました。平成23年度と比較し578万6,000円、0.4%増となっております。普通交付税の当初予算計上額は12億4,000万円で6,917万7,000円の増額となっております。

ます。

10款1項地方交付税で財源不足額に充当するため4,534万8,000円増額をしております。よって残額の2,382万9,000円は保留財源としております。

12款分担金及び負担金 1項分担金241万2,000円の増額は、津母集会場用地災害復旧費、六万部地区急傾斜対策工事に係る調査費の分担金を増額しております。

14款国庫支出金 1項国庫補助金2,731万3,000円の減額は、埋め立て処分場建設の見送り、亀島本庄浜線町道改良事業の国の補助金の割当額の減額によるものでございます。

15款府支出金 2項府補助金346万3,000円の増額は、自殺対策事業補助金、子育て支援特別対策事業補助金、新規就農総合支援事業補助金、原木漁礁設置事業補助金などがございます。3項委託金20万1,000円の増額は、京都海区漁業調整委員会委員選挙事務委託金によるものでございます。

16款財産収入 2項財産売払収入67万4,000円の増額は、町行造林地である六万部地内朝妻財産区所有の立木売払収入によるものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金1,466万2,000円の増額は、観光振興事業、生き生きまちづくり応援基金活用事業の実施により、各基金から繰り入れるものでございます。

20款諸収入 4項雑入7万1,000円の増額は、井室消防車庫修繕に係る共済金でございます。

21款1項町債1,740万円の減額は、埋め立て処分場建設の見送り及び町道改良事業の減額と臨時財政対策債の確定によるものでございます。

4ページ、5ページの歳出でございますが、1款1項議会費で312万1,000円の増額は、人事異動等に伴う人件費等でございます。

2款総務費 1項総務管理費2,427万2,000円の増額です。主な内容は企画費ではKTR再生支援事業補助、電子計算費ではパソコン端末機器の更新、自治振興費では津母自治会施設整備事業、その他生き生きまちづくり応援基金資金活用事業などによるものでございます。なお、今回交通安全対策費で運転免許証自主返納物品費を補正計上しております。2項徴税费52万1,000円の増額でございます。3項戸籍住民基本台帳費11万6,000円の減額です。

3款民生費 1項社会福祉費380万6,000円の増額は、自殺対策事業などがございます。2項児童福祉費146万3,000円の増額は、児童虐待防止対策事業の実施などによるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費936万4,000円の増額は、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計などへの財源補てんの繰出金でございます。2項清掃費2,827万3,000円の減額です。増額の主なものは人件費、埋め立て処分場管理費、じんかい処理施設である焼却炉の修繕などがございます。減額の主なものは埋め立て処分場建設事業の見送りによるものでございます。

5款労働費 2項労働諸費21万円の増額は、重点分野雇用創出事業によるものでございます。

6款農林水産業費 1項農業費503万6,000円の減額です。減額の主なものは人件費等によるものでございます。増額の主なものは農地農業管理事業で、野村・寺坂水路改修工事を初め、4カ所の工事によるものでございます。2項林業費507万7,000円の増額は、林道太鼓山線道路舗装工事によるものでございます。3項水産業費754万円の増額は、人件費等のほか漁港施設である大西地区干場用地の舗装修繕によるものでございます。

7款1項商工費3万4,000円の増額です。減額の主なものは人件費等です。増額の主なものは商工会補助金、温泉施設改修支援などによるものでございます。

8款土木費 1項土木管理費15万1,000円の増額です。2項道路橋りょう費920万1,000円の減額です。増額の主なものは、滝根福之内線のり面補修工事、茶園門線舗装改修工事などがございます。減額の主なものは、亀島本庄浜線町道改良事業費の削減によるものでございます。3項河川費75万円の増額は、六万部急傾斜対策工事の調査業務費の負担金でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

9款1項消防費754万7,000円の増額は、消防施設の維持管理費のほか高梨区、本庄上区自治会消火栓ボックス整備補助、伊根町地域防災計画策定に要する業務委託費を計上しております。

10款教育費 1項教育総務費191万7,000円の減額は、人件費などでございます。2項小学校費211万4,000円の増額は、防火設備の修繕、厨房備品の冷蔵庫、冷凍庫の更新などでございます。3項中学校費55万8,000円の増額は、消防設備の修繕などでございます。4項社会教育費13万3,000円の増額でございます。

細部につきましては、各担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） 暫時休憩をいたしたいと思います。

15分間休憩いたしまして、11時から再開をいたしたいと思います。
よろしく申し上げます。

休憩 10時44分

再開 10時59分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、芦原課長よろしく申し上げます。

○住民生活課長（芦原 誠君） 議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算について説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これより質疑を行います。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 21ページの生き生きまちづくりについてなんですけれども、500万円が2件というふうに先ほど説明があったかと思うんですけれども、その内容がわかればお教えしたいのですが。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 特に内容としてまだ定まったものはないんですけれども、現在、広報等でお知らせさせていただいておりますとおり、今募集中でございます。これから応募があった場合に、また区長さん等に加わっていただきました委員会で、その採否についてご検討賜りたいというふうに考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 39ページの消防施設等補助金なんですけど、自治振興補助金、消火栓の補助と聞きましたが、今現在与謝野町なんかで、消火栓のボックス内の筒先、それからホースなんかの盗難が物すごく多いと聞いております。消防車に積んであるホース、筒先、前とられたという事例もあると聞いております。盗難に遭う原因といたしましては、ホース部についているしんちゅうではないかと私は思っているのですが、盗難に遭わないためにも、接合部がアルミのものを使うとかいうようなことを検討されているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） ただいま佐戸議員からご指摘がありましたとおり、近隣団体でそのような被害が発生しておるということで、本町につきましても、消火栓ボックスにつきましては地元で整備していただいて、それに補助金を出させていただいております。先般、防災無線での注意喚起をさせていただきまして、再度点検をお願いするという趣旨で、再度区長さんあてにお願い文書を出させていただこうかと考えております。

その中で、ご指摘がありましたアルミニウムに交換という方法も、実際には有効な方法の一つではないかというふうに考えておまして、そのあたりにつきましても近隣団体の状況等も確認しながら、また実際に火災のときに使えないという状態になっては困りますので、施錠という方法が適当かどうか、そういったあたりも十分検討して、対応策を検討していきたいと考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はありませんか。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 34、35ページの中で農林水産の中で、先日、新井、蒲入地区の漁港調査をされたと思うんですが、それらについてどういう結果で、どういう後の対処なんかを考えておられるのかというのをちょっとお聞きできたらなというふうに思います。

- 議長（宮下愿吾君） 泉主幹。
- 地域整備課主幹（泉 吉広君） 現在まだ調査中ですので、報告はまだ上がってきておりません。
- 議長（宮下愿吾君） 8番、泉敏夫君。
- 8番（泉 敏夫君） その報告が上がってきた場合は、どのような対処をされる予定なのか。予定どおりに、そういうあかんいうたら全部改修いうのか、修理していくのか、南海地震等の津波でもこうやって上がってくる中で大変なことが起きてくるのではないかなど。あちこちの港はかなり悪いと思うんです、もう傷んだり。そういうところ辺で、ちょっと直してみたり、修理の明細いうかをどういうようにされますか。
- 議長（宮下愿吾君） 白須課長。
- 地域整備課長（白須 剛君） ただいま調査を行っておりますのは、新井漁港と蒲入漁港のストックマネジメント調査の漁港全施設の、まずは詳細ではなく全体の概要の調査でございます。そこで、まず悪いところというか、直さなくてはいけないところを焦点を絞って、そこで修繕計画等を立て、それをどう直していくかという詳細設計に入るということで、まだ調査の入りたての段階で、現在は現地調査という格好で現場に入っている状況でございます。その整備修繕計画につきましては、今後その調査が上がってきた内容によって、その程度によって修繕計画を立てていくということになります。
- 議長（宮下愿吾君） 8番、泉敏夫君。
- 8番（泉 敏夫君） 続きまして、37ページ、これは多分あかんとは思いますが、韓国と、この前、町長さんらが行かれて、フェリーで、そういう結果を後はどういう対応されていくのか。韓国との仲がよならん限り無理だろうなどとは思いますが、その辺をどのように考えておられるのでしょうか。
- 議長（宮下愿吾君） 白須課長。
- 地域整備課長（白須 剛君） 韓国ポハン市との京都北部7市町との、まだきっかけづくりといえますか、初めての友好的な顔合わせ的などころですので、ここから、先ほども申しましたように、物流や観光の交流がさらに発展していくことを願っておりますが、現段階ではどのような方向でいくかということは、まだ知事を含め発表されておりませんので、伊根町にとっても観光等でその交流、舞鶴まで観光へ来られて京都へ行く分の幾分かが丹後半島にも来ていただきたいなという思いはありますが、まだ詳細についてはまだまだこれからですので、発言は避けさせていただきます。
- 議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。1番、和田義清君。
- 1番（和田義清君） すみません、37ページの商工費のところなんですけれども、観光費の舟屋の里公園管理運営費で31万4,000円、AED購入費とお伺いしているんですが、これはAEDは1台分のお値段ですか。
- 議長（宮下愿吾君） 白須課長。
- 地域整備課長（白須 剛君） 1台分の予算を計上しております。
- 議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。
- 7番（三野三千彦君） 35ページの3目漁港管理費についてちょっとお尋ねしたいです。140万予算がついているわけなんです、大西の陥没というふうに聞いておりますが、どの辺がどれぐらい陥没しておるのか、また今後そういったことが大西のところでは起きる可能性があるのかないのか。私は今後ともそういったことが起きてくるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺はどのように考えておられるか。
- 議長（宮下愿吾君） 泉主幹。
- 地域整備課主幹（泉 吉広君） まず、陥没の場所ですけれども、高梨のほう側から20m、沖合いから陸側に約20mの箇所、深さについてはそれほど、50cm程度、現在陥没しているわけなんですけれども。それと、今後起こるかどうかという質問なんですけれども、絶対起こらないとは言えないので、今回の陥没箇所につきましても一応舗装をかけずに様子を見ながら修繕を行っていきたくて考えております。
- 議長（宮下愿吾君） よろしいですか。7番、三野三千彦君。

○7番(三野三千彦君) 20m中側いうと、埋め立てたそのものが悪かったんか、そこまでは水が恐らく回っておるのではないかなというふうに思えるんですが、今後とも、恐らくそういったことが起きてくるのではないかなというふうに思いますんで、その辺も気づけて今後とも対処していただいたらというふうに思います。

○議長(宮下愿吾君) よろしいですね、答弁。

○7番(三野三千彦君) はい。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑はありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番(濱野茂樹君) 24、25ページの民生福祉費におきまして、時間外勤務手当がこの時期に130万を超えるような額が計上されております。この件につきましてご説明をお願いいたします。

○議長(宮下愿吾君) 芦原課長。

○住民生活課長(芦原 誠君) 申しわけありません、ちょっと説明が漏れておりました。

実は、職員が7月25日から病気休暇で休むことになりまして、当面の対応といたしまして、その職員の業務を課内で割り振りをさせていただきまして、そのことに伴います割り振られた職員の時間外手当を計上しております。4名の2カ月分を計上しております。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番(濱野茂樹君) 20ページ、21ページの企画費についてお伺いいたします。

KTR対策費、先ほど今後の赤字対策として4つぐらいの取り組みをおっしゃっていただきました。その中で集客対策、この間、吉本新喜劇観賞ツアーというものを企画されていたと思うんですが、この集客対策はKTRの利用にどの程度貢献度があつたのか、おわかりになられる範囲でお聞かせいただきたく思います。

○議長(宮下愿吾君) 泉課長。

○総務課長(泉 良悟君) KTR対策費の吉本新喜劇の公演事業に係るのですが、効果・検証についてはKTRのほうからはまだ聞いておりません。そういうところから、町のほうとしても実質効果があつたのかどうかというのは求めていきたいというふうに思っておりますが、集客あるいは増客事業としましては、ほかにも今回の補正予算で入れさせていただいておりますが、地元をターゲットとした事業、あるいは全国エリアをターゲットとした事業、それと関西エリア、そういう細かくいろんなPR活動を打つような予算を今回計上しております、その部分に対しまして、伊根町で今回予算を負担率に基づいて234万計上させていただいております。

議員おっしゃいますように、初めての試みで、その検証については、またこちらのほうから、繰り返しになりますが、検証結果を求めていきたいということでお許しをいただきたいと思っております。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑ありませんか。6番、松山義宗君。

○6番(松山義宗君) 25ページなんですけど、自殺対策事業費あるいは児童虐待防止対策事業費、これ講師を招いてということになっているんですが、ともに72万だとか131万というふうになっております。これというのは、もともとそういった業者が決まっているのか、あらかじめ二、三の業者の中から安いところをとられているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長(宮下愿吾君) 芦原課長。

○住民生活課長(芦原 誠君) 講師につきましては、これ補助金を申請をしております、講師につきましては、一応ある程度絞って補助金の申請をさせていただいております。

自殺対策のほうでは、まだ決定ではございませんが、精神科医の香山リカさん、それから児童虐待のほうでは、ベストセラーとなった「女性の品格」の著者、坂東眞理子さんなどを予定をしております、その方で補助金の申請をさせていただき内示をいただいております。ただし、内示がないと講師を頼むわけにはいきませんので、今からとなりますと、ちょっとお2人とも年内中は無理というようなことも聞かせていただいております。年内、1月から3月になってきますと、ちょっと雪の関係がございまして、その辺も考慮させていただきまして、また場合によっては別の方を選考させていただくということもあり得るということだけは、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑ありませんか。5番、佐戸仁志君。

○5番(佐戸仁志君) 37ページの油屋さんへの温泉源施設改修支援事業なんですけど、民間の

1業者に466万2,000円の公金が入るということで私は大変驚いているんですが、この補助をするに当たっての経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） ただいまの佐戸議員の温泉源の施設改修支援事業の補助金までの経緯ということでございますが、これにつきましては、商工業者であります油屋さんのほうから温泉源の揚湯量がかなり低下しているということで、これの改修について商工観光業の補助金交付要綱で支援いただけないかということで、申請を商工会を經由して上げていただきまして、伊根町のほうで審査をしました。その中で、商工業観光振興対策事業の補助金の交付要綱では10分の3以内、本来は300万円が上限となっておりますが、町長の認められた額ということで、300万円の上限は撤廃して3割以内ということで補助しようということで支援する方向で補助金交付決定を打っていく予定としております。

その中で、その財源につきましては町単費という考えもあるんですが、伊根町の入湯税管理基金条例で、その目的には鉱泉源の保護管理施設並びに観光の振興等に必要な経費の財源に充てることのできるという目的となっておりますので、財源充当をこれでしていこうということで、そういう経過で今回9月補正で計上させていただいております。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 温泉のポンプ施設なんで、私、消耗品だと思っております。ということは今後、前回泊泉苑でも1年余りで故障を起こしたようなこともありますし、今後故障したらこの改修補助、伊根町としては行っていくのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 伊根町が管理している温泉源につきましては伊根町の管理ですので、1年であれ半年であれ故障した場合は伊根町が修繕をしなくてははいけません、本来でしたら、大体そういう機械物については耐用年数というものが国庫補助事業でも定められておりますので、おおむねその期間を超えない限りは、なかなか新たな補助というか交付金を支出するというのは、まだ例がありませんのではっきりは言えませんが、すぐに満額というわけにはいかないと考えております。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） ということは、何年後かわかりませんが、今後もこの補助はあり得ると。永年というか、ということの理解でよろしいですか。

○議長（宮下愿吾君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） ただいま申し上げましたように、耐用年数過ぎて老朽化は当然起きてきます。その場合に、その年数の経過に応じて判断をしていきたいと思っておりますが、今この段階で何年後だったら100%とかそういう細かな返答まではできませんが、耐用年数を過ぎた分については何かしらの支援をしていかなければいけないと考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 20、21ページなんですが、交通安全対策費の中で報償物品ということで、わずか6万5,000円なんですが、免許証の自主返納支援物品ということになっておりますが、これどのような支援物品を購入されるのか、また6万5,000円というのは何名様のその物品なのか。人数とか、それからどういったものを支援物品というのか、どういったものなのかということをお尋ねします。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 免許証返納支援物品でございますが、65歳以上で運転に不安があり免許証の自主返納を行っていただいた方に対して、お1人当たり丹後海陸交通バスの回数券1万円分と泊泉苑の3,000円分の入浴券をお渡しするものでございまして、これを支援物品とさせていただいております。人数につきましては、今回5名分を想定させていただきました。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 今65歳以上ということをおっしゃったんですが、この自主返納は年齢を定めるものではないと思うんですけれども。いやいや、70になっても十分運転に自信のある方とか、

そういう方もおられるというふうに思うんです。65歳やったら、僕らもうちょっとで65歳になるんですけども、それで返納した方についてはということの年齢を定めるのはいかがかなというふうに私思うんですけども。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 今のご質問のとおり、年齢を定めるという部分についてどこをラインにするかという、KTRの200円レールのお話を6月定例会の全協でさせていただきました。そのときは65歳以上の方を200円で乗っていただくという一定の整理もさせていただきました。それは、通常一般的に言われる65歳以上が高齢者というふうに言われております。そこに一応線を引かせていただいて、運転に自信のある方はずっと車の運転をされたら結構だと思います。自信のない方は自主返納をしていただくということでありますので、実態としては65歳というのはまだまだ運転できる年齢かと思いますが、年齢の一定のラインを引かせていただいたのは、そういった鉄道関係も含めての一定の年齢というものを参考に65歳とさせていただいたものでございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 32、33ページの農地・水・環境保全向上対策支援事業ですが、ちょっと聞き漏らしたと思いますので確認をお願いしたいんですが、新井地区はこれは何を追加されるのかということと、それから2年目以降は単価変更があるというふうに聞かせてもらったんですが、当初から私はそんなふうには聞いてらなんだように思うんですが、ちょっとそこらの説明をお願いします。

それともう1点、36、37ページです。

先ほどの質問と同じところなんですが、温泉源の施設改修支援事業です。

先ほどの説明の中では事業費の10分の3、300万円を上限ということになっておるようですが、それを撤廃するというふうに言われました。いろんな条例なり要綱で町長特認というような言葉もあるというふうに思うんです。そのほかの事業でもそういう特認をしていただければ町民は大変助かるんで余り追求はしませんが、300万円上限を撤廃した、なぜしたのか町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） それでは、まず農地・水・環境保全向上対策支援事業の新井地区の新たに取り組む内容でございますが、これまでは向上対策のみでございましたが、協働活動にも取り組むことになったことということで、2つとも活動に取り組むということになったことの増額でございます。また、単価でございますが、昨年協働活動に取り組んでいた団体につきましてはことしが2年目になります。2年目以降の協働活動の単価につきましては、従来の10a当たり4,400円が75%、3,300円になるということ、当初予算ではこれを考慮せずに4,400円で計上しておりましたが、本庄上地区につきましては2年目ということ、協働活動の単価については3,300円になるということ、4分の1減額になるということ、今回増額分の相殺によるものでございます。

この75%については当初予算時に説明もできておりませんでした。今回補正予算計上のときに指摘があって気づいたものでございますので、地域整備課のほうの手ばかりといいますか、間違った見解があったことをおわび申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ただいまの商工観光振興対策事業費、私は逆なんです。入湯税の目的のほうに泉源の確保というか、それに入れてもよろしいですよという話がありました。ちょっと話長くなりますからその辺はしょっておきます。それでこういう要望にこたえたるべきでしょう。通常の商工勧業のは10分の3の300万円の上限ついております。でも、逆に町長特認というラインでいくと、これ制限がないんです、3分の1。だから2,000万かかりました、3,000万かかりました、3分の1やったら1,000万するか、1,500万出すんかというような話になるから、逆に私は500万の上限をつけたつもりなんです、逆に。300万を撤廃したというよりは、規模が大きいものですから上限を設けた、町長特認の場合はないんです。今までの中でやるべきであろうけれどもそこにはない。規模も大きいものだからどんどん上がっていく、でも今までは通常

のは300万ですわね。でも大きな額だから、上限がないから、逆に500万という上限を私は設けてこの要綱を実施させていただいたというそういう思いであります。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） そしたら、その要綱も500万という改定はされていないわけですね、今回の町長の思いだけでということですね。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） まだ明文化はされておられません。

○議長（宮下愿吾君） よろしいか。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 今のは確かに私の思いだけでありまして、500万以下と、500万という上限をつけたというのは、まだ条例改正して明文はしておられません。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 条例じゃなしに要綱ですね。

○町長（吉本秀樹君） 要綱です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 今回、民生費や労働費、教育費などで嘱託職員の報酬から賃金への組みかえがなされております。先ほど休憩中におきまして、嘱託職員取扱要領、臨時職員取扱要領、こちらを改正されて一本化されたらというようなお話がありました。具体的に一本化に当たりましてどういった内容のものがそこに盛り込まれたのか、そのあたりをお聞かせ願います。

○議長（宮下愿吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 11時48分

再開 11時49分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） それでは、ただいまお配りしました伊根町一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規則の中身の説明といたしますか、先ほど議員のご質問にありました取扱要領の廃止からこの規則制定に至る経過についての概略説明をさせていただきます。

これまで本町では、非常勤職員を嘱託職員と臨時職員という2つの呼称を用いまして、それぞれ地方公務員法第3条第3項第3号の嘱託員、同法第22条第5項の臨時的任用を根拠規定とし、それぞれの取扱要領を近隣団体の例などを参考に制定し、平成10年から制度化し運用してまいりました。

しかしながら、制度制定以降、地方公務員の短時間勤務に関しまして、総務省でありますとか地方公務員制度調査研究会、こういったところの調査研究、また人事院によります非常勤職員の取り扱いの規則、こういったもののほか、それぞれの通知等が発出されておまして、地方公務員の短時間勤務に関する考え方も逐次変わってきております。また、これ以外にも短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が改正されまして、いわゆるこれパートタイム労働法と言われる法律なんですけれども、パートタイム労働者の大幅な待遇改善が図られるなど、民間労働法制に関しても年々変化している状況でございます。

ちなみに、このパートタイム労働法といたしますのは、地方公務員、国家公務員には適用しないと本則の中で明確に規定されておりますが、総務省のほうから出されております通知等によりまして、民間労働法制の状況も十分勘案した公務員の短時間勤務の処遇についての検討をすべしと、こういった通知等もございましてところから、今回の検討をさせていただくところに至っております。

これまで嘱託職員を任用する根拠規定としておりました嘱託職員取扱要領の中で、その第1条で、地方公務員法第3条第3項による特別職の嘱託員を規定しておりましたが、そのうち同法同項の第3号につきましましては、法の趣旨としましては、そもそも特定の学識、経験を必要とする職に、みずからの学識、経験に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い勤務の態様、これを想定するとされております。それゆえに、地公法の第3条第3項第3号の適用を受ける職員につきましましては、地方公務員法の適用が除外されております。このことを本町に当てはめて考えますと、嘱託職員の任用を行っております職としましては、保育士でありますとか看護師でありますとか調理員、そのほか一般事務といった職務の内容が任期の定めのない我々一般職と同様の職種でございまして、特

別職としての任用が妥当かどうかを検討した結果、一般職として本来任用すべきであろうという判断に至りました。

また、臨時職員につきましては、地方公務員法第22条第5項の規定による臨時的任用としてまいりましたが、この規定については、その職員の性質というよりも、その職そのものが臨時の職であるという解釈が一般的であるというようなそういう解説もありますところから、今回この適用につきましても検討いたしましたところでございます。

さらに、この検討の過程で、非常勤職員においても、今までから年次有給休暇等ございますが、労働基準法、地方公務員につきましては原則労働基準法適用でございますので、年次有給休暇あるいは有給、無給の特別休暇ですとか、そういった法令に従った制度、あるいは人事院、総務省の通達によります常勤の職員との一定の均衡を図らなければならない部分、こういったところがありますところから、今まで申し上げておりますさまざまな資料ですとか人事院規則、あるいは近隣団体の例などを参考にさせていただきまして、これまで嘱託職員取扱要領、臨時職員取扱要領として整理されておりましたものを新たに、ただいまお配りしました一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規則として整理をしたものでございます。

ですから、本来、実際にその任用に当たりましては、守秘義務等そういった注意につきましては当然職務上必要なものとして任用に当たって、本人に重々説明をしてきたところでございますが、法制度上、本町の例規上も明確に、そういった一般職に属する義務ですとか、そういったところをしっかりと伝えていく、その基盤となる例規の整備を行ったということでございます。

冒頭申し上げましたとおり、専務的でない、本人の能力、学識、経験等を生かして非専務的に公務に参画する特別職、こういったところに支出される報酬というものよりは、非常勤職員の賃金といったあたりに整理させていただくことが妥当であるという考え、また同様に、恐らく同じような考えであろうと思われませんが、近隣団体につきましてもこのような整理をされておることからか、賃金による支出のところが多うございますので、これに合わせて組みかえをさせていただいたという経過でございます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

臨時職員につきましても今回規則の制定により通勤手当を支給するということ、また有給休暇を付与することは、労働基準法におきましては私は当然のことだと思っておりますが、今までこうしたことがされてこなかったのは不備があったということで理解させてもらったらよろしいでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） それぞれの法制度として、伊根町の法制度として整備しておりましたものでございますので、それに従った運用でございますので、不備があったかどうかというご質問に対しては、制度に従った執行を行っておったということでございます。

本町の例規そのものが不備があったかどうかということに関しましては、根拠となる地方公務員法の適用条項が今回変更させていただいたところの大きな点でございますので、その点を考えますと、解釈の違いというところで不備とまでは言い切れないのではないかとこのように思っております。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 言い切れないということですので、これ以上その件につきましては申し上げますことはあれですが、臨時職員さん今までから従来からずっと雇用されておりますが、その方々は通勤手当支給されてない方、いらっしゃったと思うんですけども、法整備がされていなかったということであれば仕方ないというふうに言われれば、そうなのかなと思います。

もう1点だけ、同じこの規則につきましてなんですが、私思いますに、地方自治法の204条及び204条の第2項のほうでは、非常勤職員であってもその給与、手当に関することは条例で定めなければならないと規定されていると解釈しておりますが、これにつきましての見解もお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） ただいまのご質問でございますが、では資料の4ページあたり、第

10条をごらんいただきたいと思いますが、この10条の中で、基本賃金を月額で規定する職員は、職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表により別表に従って決定するものとしてさせていただきます。したがって、伊根町の職員の給与に関する条例が根拠となるというご理解が賜れば幸いです。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 平成22年9月の最高裁の判例がここにあります。そこにおきましては、臨時的任用職員の給与であっても条例において定められるべきという趣旨の判決がなされていると思います。また、同判決の補足で、条例で定めていない地方公共団体は状況を調査し、違法状態であるならば条例改正が速やかに行われるべきであると、漫然と条例を改正しないまま支給を続けるよりは、この際条例に引き上げいただきまして制定すべきではないかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

また、町長さんはさきの私の発議に対する見解の中で、条例と規則の関係について、町職員においては政策法務事務の基本中の基本の知識と発言されておられます。今回、このような意見をさせていただく中で、もし仮に既に制定された規則が本来条例で制定しなければならないということであれば、この職員は私が思うに、基本中の基本ができていないということになるのではないのでしょうか。基本中の基本ができていない職員がいるのであれば、何らかの処分なんかも考える必要があるのではないですか。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 大変耳の痛いご質問をいただきましたんですが、一般職の職員、任期の定めのない職員につきましても、それぞれの職員が具体的にどの給料を支給されるかにつきましては規則に委任されてございます。条例で定めなければならないとされておりますのは、ある一定の範囲を定めた場合の上限と下限というふうに理解されるのが通常であるというふうな解釈を理解させていただいておまして、よって条例には給料表がございまして、表によって上限と下限が定められており、その中でどのような運用を行うかは規則に委任されておまして、したがって、その条例に従った、条例の表の中の金額を規則によって運用を行いますので、何ら最高裁判例に違反した状況にはないというふうに考えております。

また、条例の中で、今議員がご指摘ありましたとおり条例で明確に定めなければならないということですが、その部分につきまして、条例に一定不備があるとするならば改正をさせていただかなければなりません。その条例の運用を規則で行うというのは、どちらの団体でも行われておるのでございますので、そのようにご了解いただけますと幸いです。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 29ページの埋立処分場建設事業の業務委託4,143万8,000円が減額されているということは、三重県の業者に委託すると決められたようにも思うんですが、その前にあります環境負担金1t当たり1,000円、業務委託料下半期335万2,000円、この理解でよろしいのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） この内容につきましては前回の議会でもご説明させていただいたとおりでございますが、今議員おっしゃいましたとおり、今回予算上で計上させていただきましたのは、あくまでも参考見積もりとして業者から見積もりをしたもので予算計上させていただいておりますが、その具体的な業者決定までにはまだ至っておりません。どこの業者が妥当なのか、どのような業者があるのかという部分につきましては、まだまだ庁舎内部で今調整中でありまして、今後業者決定はさせていただくつもりでありますが、今年度どうしても早期からこの実施に向けた、今年度中にはこの事業を取り組んでいきたいということから、今回参考見積もりとして取らせていただいた内容を今回の補正計上させていただいたものでございます。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 民間に委託するというのは決定ということではよろしいのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 上山主幹。

○住民生活課主幹（上山富夫君） はい、まだまだ当面というところはつきますけれども、当面は

民間委託で事業を推進していきたいというふうに考えております。ただ、当面と申し上げましたのは、今後、国、京都府との調整もございますので、当面はこういった民間処理の委託の方向は良とされたというふうに認識をしております。

○議長（宮下愿吾君） 12時を過ぎておりますが、一般会計の補正を最後までやりたいと思います。ご了解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。討論ないようであります。討論なしと認めます。

これから、議案第45号 平成24年度伊根町一般会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

休憩 12時06分

再開 13時06分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたしたいと思ひます。午前中に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第7 議案第46号

○議長（宮下愿吾君） 日程第7、議案第46号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第46号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてご説明申し上げます。

予算書47ページをごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し総額3億4,741万8,000円とするものでございます。

48、49ページをごらんください。

歳入は、10款繰入金 1項他会計繰入金35万8,000円の減額です。

2項基金繰入金46万円の増額は、財源不足額を繰り入れるものでございます。

50ページ、51ページをごらんください。

歳出は、8款保険事業費 1項特定健康診査等事業費4万2,000円の増額は、人間ドック検査委託料でございます。

2項保険事業費41万8,000円の増額は、PET検査、脳ドック検査委託料でございます。

3項総合保険事業費35万8,000円の減額は、人件費等によるものでございます。

60ページ、61ページをごらんください。

次に、伊根診療所勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ568万6,000円を追加し、総額を1億1,904万6,000円とするものでございます。

歳入は、7款繰入金 1項他会計繰入金568万6,000円の増額です。

62、63ページをごらんください。

歳出は、1款総務費 1項施設管理費568万6,000円は人件費などでございます。

72、73ページをごらんください。

次に、本庄診療所勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,346万3,000円を減額し、総額を8,636万7,000円とするものでございます。

歳入は、1款診療収入 1項外来収入1,346万3,000円の減額です。

74、75ページをごらんください。

歳出は、1款総務費 1項施設管理費1,346万3,000円の減額です。減額は医師退職に

伴う人件費等によるもので、増額は医師派遣等によるものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 議案第46号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 本庄診療所関連についてお伺いいたします。

診療収入のおおむね全部の減が計上されております。これにつきましては、ここに計上されている金額、4月から5月の実績を踏まえての金額なのか、それとも当初予算ベースの積算段階での減額になっているのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

もう1つ、歳出の報奨金、先ほど説明のほうが看護師については3月末前とありました、医師についても3月末前という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 診療収入の20%減額につきましては、昨年度実績、6月分の実績が昨年と比較しまして20%減となりましたので、そこから数字をもってきております。

医師のほうにつきましても3月分まで計上しております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 本庄診療所関連でお尋ねいたしたいと思います。

現在、医師がおらんのですが、そのものについて今後、今でも町自体は医師確保に考えとと思うんですが、少しでもめどがあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 医師の関係でございますが、現在交渉中でございますが、まだ正式には決定には至っておりませんが、4月から勤務していただけたらいい状況でございます。また決定いたしましたときには報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論なしの声があります。これにて討論を終わります。

これから、議案第46号 平成24年度伊根町国民健康保険特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第47号

○議長（宮下愿吾君） 日程第8、議案第47号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第47号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

85ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ403万6,000円を追加し1億3,042万2,000円とするものでございます。

86、87ページをごらんください。

歳入は、5款繰入金 1項他会計繰入金403万6,000円の増額です。

88、89ページをごらんください。

歳出は、1款総務費 2項施設管理費403万6,000円の増額です。

井室地区内漏水修繕工事、筒川南簡易水道の配水管移設工事、漏水時の緊急対応のための補修材料、漏水探知機の購入などでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉主幹。

○地域整備課主幹（泉 吉広君） 議案第47号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計第1回補正予算について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第47号 平成24年度伊根町簡易水道特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第48号

○議長（宮下愿吾君） 日程第9、議案第48号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第48号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算についてご説明申し上げます。

予算書99ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万1,000円を減額し総額を2億7,854万円とするものでございます。

108、109ページをごらんください。

歳入は、6款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金23万1,000円の減額です。

110ページ、111ページをごらんください。

歳出は、2款施設整備費 1項1目漁業集落排水事業費23万1,000円の減額は、職員手当などでございます。

担当課長等からの細部説明は省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第48号 平成24年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第49号

○議長（宮下愿吾君） 日程第10、議案第49号 平成24年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第49号 平成24年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算についてご説明申し上げます。

113ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、総額を126万8,000円とするものでございます。

122、123ページをお願いいたします。

歳入は、3款1項1目一般会計繰入金33万8,000円の増額は、六万部地内の町行造林、朝妻財産区、立木売払収入で、分収契約による町と財産区との分収割合である50%分を受け入れるものでございます。

124、125ページをごらんください。

歳出は、1款1項財産区管理費33万8,000円は朝妻財産区維持交付金でございます。

担当課長等からの細部説明は省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） お聞きするんですけども、朝妻地区の材木面積、何を処分したのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 今回の町行造林によります面積ですが、1haの朝妻財産区所有の森林でございまして、六万部大谷というところでございます。その保育間伐ということで、京都府が保安林の間伐をいたしました。

その本数については約200本でございまして、蓄積は86.88m³を搬出しております。その売り払い代金でございまして。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。討論なしの声があります。これにて討論を終わります。

これから、議案第49号 平成24年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第50号

○議長（宮下愿吾君） 日程第11、議案第50号 平成24年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第50号 平成24年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

予算書127ページをごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万3,000円を追加し、総額を4億509万円とするものでございます。

136、137ページをごらんください。

歳入は、10款繰入金 2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金333万3,000円は介護保険事業基金からの繰入金でございます。

138、139ページをごらんください。

歳出は、5款地域支援事業費 1項1目介護予防事業費2,000円は職員手当です。2項包括的支援事業任意事業費 1目地域包括支援センター事業費3,000円も職員手当でございます。

8款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 2目償還金332万8,000円は国庫支出金返還金、府支出金返還金などがございます。

担当課長等からの細部説明は省略させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第50号 平成24年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第51号

○議長（宮下愿吾君） 日程第12、議案第51号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第51号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

141ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万9,000円を減額し、総額を2,621万6,000円とするものがございます。

150、151ページをごらんください。

歳入は、6款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金57万9,000円の減額でございます。

152、153ページをごらんください。

歳出は、1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費57万9,000円の減額は、人件費などでございます。

担当課長等からの細部説明は省略させていただきますので、慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第51号 平成24年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第52号

～

◎ 日程第14 議案第53号

○議長（宮下愿吾君） 日程第13、議案第52号 教育委員会委員の任命について、日程第14、議案第53号 教育委員会委員の任命について、2議案を一括議題とします。

石野教育長、すみませんで退場をちょっとお願いをいたします。

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第52号、議案第53号 教育委員会委員の任命について一括でご提案申し上げます。

議案第52号では、石野渡委員が平成24年9月末に任期満了となるため、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

伊根町字亀島817番地、石野渡、昭和22年5月15日生まれ、再任でお願いをするものでございます。

議案第53号では、三野悟委員が平成24年9月末に任期満了となるため、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

伊根町字本庄上273番地の1、三野悟、昭和25年8月25日生まれ、再任でお願いをするものでございます。

担当課長等からの細部説明については省略させていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

初めに、議案第52号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 13時41分

再開 13時43分

○議長（宮下愿吾君） それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育委員に同意されました石野教育長より、ごあいさつの申し出があります。これを許可いたします。石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 貴重な時間をいただきまして、御礼とごあいさつを申し上げます。

初めに、平成20年より重責を賜りました教育委員、事務方の教育長としまして吉本町政の推進ととりわけ教育内容につきましては、学校統廃合、そして次のステップというようなことを今取り組んでおるところでございます。これにかかわりまして、議員の皆さん、町民の皆さん、すべての皆様のご協力をいただいたと。そして、きょう今ここにあるというように思っております。ありがとうございます。

今また教育委員の任命を受けたところでございます。重責ではございますが、心を引き締めながら2期目に入りたいというように思っております。また皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（宮下愿吾君） 次に、議案第53号 教育委員会委員の任命についてを採決をします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

◎ 日程第15 議案第54号

○議長（宮下愿吾君） 日程第15、議案第54号 伊根町施行コミュニティ施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第54号 伊根町施行コミュニティ施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

コミュニティ施設の大規模災害についてその復旧が自治会で困難な場合、自治会の要望によって伊根町がかかわって工事を実施する場合、その経費に係る分担金の徴収について必要な事項を定めるものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 議案第54号 伊根町施行コミュニティ施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第54号 伊根町施行コミュニティ施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第55号

○議長（宮下愿吾君） 日程第16、議案第55号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第55号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正についてでございます。

野室スクールバスの廃止に伴い野室本庄線を廃止し、筒川本庄線と統合し筒川から野室を1つとする運行系統に変更することに伴い、所用の改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 議案第55号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） すみません、この条例改正なんですけれども、仮に野室の子供たち、IターンだとかUターンとかでまた子供がおるようになった場合、また復活はされるのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 今後、教育委員会との調整となります、スクールバスの関係につきましては。その時点で十分それは検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論なしの声があります。これにて討論を終わります。

これから、議案第55号 伊根町営コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第56号

～

◎ 日程第18 議案第57号

○議長(宮下愿吾君) 日程第17、議案第56号 伊根町防災会議条例の一部改正について、日程第18、議案第57号 伊根町災害対策本部条例の一部改正について、2議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第56号 伊根町防災会議条例の一部改正について、議案第57号 伊根町災害対策本部条例の一部改正について、一括でご提案申し上げます。

議案第56号 伊根町防災会議条例の一部改正についてでございます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、それによりまして所掌事務を明確にするため改正を行うものでございます。

議案第57号 伊根町災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

議案第56号の改正案と同様に所要の改正を行うもので、改正法律に災害対策本部が行う事務に災害関係の情報収集の事務が明示的に規定されたことによる引用条項などの改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮下愿吾君) 鍵主幹。

○総務課主幹(鍵 良平君) 議案第56号 伊根町防災会議条例の一部改正について、議案第57号 伊根町災害対策本部条例の一部改正について説明(担当課長説明記載省略)

○議長(宮下愿吾君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。これで討論を省略します。

初めに、議案第56号 伊根町防災会議条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 伊根町災害対策本部条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第58号

○議長(宮下愿吾君) 日程第19、議案第58号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第58号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてござ

います。

宮津与謝消防組合加悦谷分署に配置するポンプ車の更新及び町道改良事業の実施に伴い、町の負担分について、過疎対策事業債の借入れを行うために変更するものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 鍵主幹。

○総務課主幹（鍵 良平君） 議案第58号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第58号 伊根町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第59号

○議長（宮下愿吾君） 日程第20、議案第59号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第59号 財産の無償譲渡についてでございます。

野室スクールバス車庫を地元要望により無償譲渡したいので議決を求めるものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 前野会計管理者。

○会計管理者（前野義明君） 議案第59号 財産の無償譲渡について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 地元要望により、このような無償譲渡というご決断をされましたことを心より感謝申し上げます。

1つご質問なんですが、野室地区に無償譲渡ということで、野室地区そのものが地縁団体の認可を受けておられますでしょうか。このことは今後登記に絡んでくることだというふうに私思いました、許可を受けていないのであれば、所有権移転登記はどうされるのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 今回、野室区は地縁団体になってございませんので、もし登記をすることになれば、区長さん個人の登記という形に恐らくなってしまいます。そういうことが今後起き得ると思いますので、地縁団体にできるだけ移行していただくような形の指導はしてまいりたいというふうに考えています。

ただ、地元の中で、区長さん、あるいは構成員の皆さんがかかっております費用、これを十分理解していただいて、何らかの金銭的な固定資産税の支援だとか、そういうものが十分に地元で調整がつけばそれはいいんですけども、でもそれをほうっておきますと、また登記関係で代々相続で困るというような状況になりますので、その辺については野室区さんのほうに指導はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 不動産登記法上では、すべての土地、家屋につきまして建物については登

記をしなければならないというふうになっております。個人へ移すとなると、個人へ無償譲渡したという形が登記法上残ってしまいます。速やかに地縁団体の許可申請の手続をしてもらうようご指導いただいて、地区のほうに所有権移転登記がされるよう指導いただきたく思います。

○議長（宮下愿吾君） 泉課長。

○総務課長（泉 良悟君） 私が記憶しておりますのは、不動産登記法上、表示登記あるいは地目変更登記等は義務だったというふうに思っております。権利はまた別だというふうに理解はしておりますが、今議員のご指摘のとおり、先送りにすればまた問題が出てきますので、その辺はご指導させていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑はないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わります。

これから、議案第59号 財産の無償譲渡についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第60号

○議長（宮下愿吾君） 日程第21、議案第60号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第60号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事変更請負契約の締結についてでございます。

現在実施の伊根地区下水道工事の終末処理場において地盤改良等が必要となったことから、変更契約を締結するものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 泉主幹。

○地域整備課主幹（泉 吉広君） 議案第60号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事変更請負契約の締結について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第60号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事変更請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○議長（宮下愿吾君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

坂中代表監査委員様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

9月13日木曜日の全員協議会は、午前9時30分から開催する予定でありますので、よろしく
お願いをいたします。

ご苦勞様でした。

散会 14時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署名議員

署名議員